

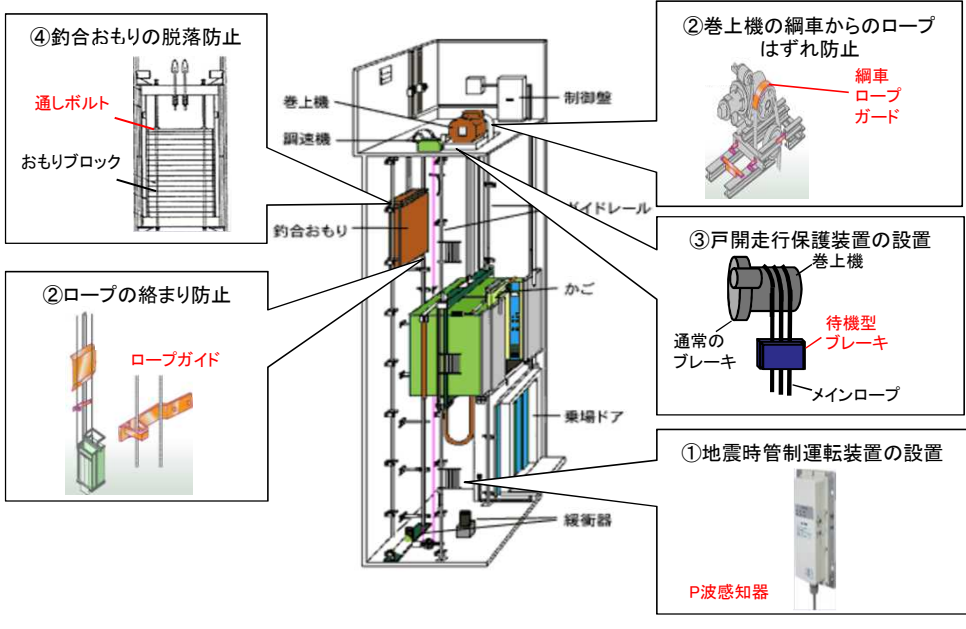
既設エレベーターの安全確保の促進(交付金・補助金)

エレベーターの防災対策改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

下線部は令和4年度予算における拡充事項

事業対象	補助対象 限度額	補助率	
		地方公共団体が実施	民間事業者等が実施
既設エレベーターについて行う、次に掲げる防災対策改修工事 ①地震時管制運転装置の設置(建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の10第3項第2号関係) ②主要機器の耐震補強措置(令第129条の4第3項第3号・第4号、令第129条の7第5号、令第129条の8第1項関係) ③戸開走行保護装置の設置(令第129条の10第3項第1号関係) ④釣合おもりの脱落防止措置(令第129条の4第3項第5号関係) ⑤主要な支持部分の耐震化(令第129条の4第3項第6号関係)	950万円/台 ※令和3年度までは622万円/台	国:11.5%	国:11.5% 地方公共団体:11.5%
⑥リスタート運転機能の追加【令和4～5年度】 ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加【令和4～5年度】 ※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等となる建築物のみ対象 ※事業終了後に補助を受けて実施した改修内容等を国に情報提供	300万円/台	国:11.5%	国:11.5% 地方公共団体:0% ※地方公共団体経由の補助

<防災対策改修工事のイメージ(①～⑤)>



<リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能のイメージ(⑥⑦)>

